

日本コミュニティ心理学会「研究会」制度（仮案）

常任理事会研究会 WG

文責：高橋 美保

1. はじめに

背景： コミュニティ心理学会は実践家と研究者が各々半分以上を占めるという特徴を持つ。これは本学会の良さである一方で、コミュニティ心理学ならではの実践や研究の形が十分に確立しているとはいいがたく、またそれらが有機的に連携しているわけでもない。

また、コミュニティ心理学会には様々な実践・研究テーマがあり、テーマについて共に議論し検討し合うコミュニティを持つことが有効と考えられる。一部には同じテーマを共有するグループ（援助要請・セトコラなど）も存在するが、学会がそれらの活動を応援する正式なシステムはないのが現状である。

コミュニティ心理学会の中に様々なコミュニティを生み育て、それらが互いに交流する中で学会活動がボトムアップに発展することを支援（エンパワー）する仕組みづくりが必要である。

発議： 特別会計が減少する中で、会員の研究活動の一層の活性化を図るための有効策の一案として2022年度後半の常任理事会において会長提起がなされた（2022年度第3回常任理事会）。

また、2022年度第4回常任理事会後に、編集委員会・教育研修委員会・研究推進委員会から提出された「アクションリサーチ研究会（仮称）」の提案を受けて、将来構想委員会で原案を検討することとなった。

検討経過： 将来構想委員会では委員会メンバー4名に会長も加えた形で2度にわたる会議が行われ、2023年度第1回常任理事会で、将来構想委員会から「日本コミュニティ心理学会「研究会」制度（仮案）」の原案が提出された。

第1回常任理事会で審議をした結果、常任理事の有志によるワーキンググループ（WG）として検討を進めることとした。具体的には、全常任理事に開催通知を送り、参加の意思があり、日程の都合がつく常任理事が随時参加する形で、全3回に渡って開催された（第1回：2023年6月21日7名、第2回：2023年7月20日7名、第3回：2023年8月30日5名）。

2. 検討結果

■学会制度の概要：

【制度の名称】研究会支援制度

【目的】 コミュニティ心理学発展のための実践と研究をつなぐプラットフォームとしての研究会支援をすることを目的とする。

【想定される効果】

学会にとって：・コミュニティ心理学ならではの実践、研究について議論を深める場を作る

- ・実践と研究を深める場を作る
- ・世代を超えた交流の機会となる

研究会にとって：・関心の近い人とつながることができる（研究コミュニティを作るきっかけになる）

- ・学会承認団体として活動ができる（アイデンティティ、社会的団体）
- ・広報活動ができる（※ ML の使用などについては要検討）
- ・活動資金の補助が得られる

※ 学会発表やジャーナル投稿の義務あるいは権利については要検討

【想定されるリスクと対応】

・反社会的活動、政治的・宗教的な色彩が強い、営利目的、暴力的行動

➡ 研究会には、学会会員としての研究倫理の遵守が求められる

・学会の責任が問われる

➡ どの程度のリスクがあるかを判断するためにもトライアルが必要

組織としてリスクを把握した上で、コントロールするために、規約・ガイドラインが必要

【位置づけ】学会承認のコミュニティ心理学会「〇〇研究会」として活動してもらうことにより、学会員がその仲間と自主的に行う実践・研究活動を応援する。

【手続き】1年に1回申請を募り、申請書に基づいて常任理事会で審議し、認可する。

※ 所轄委員会も来年度の執行部次第であるため未決定

※ 認可を与える研究会数は予算にもよるため現時点で未決定

継続的に活動する研究会であっても、毎年更新とする。

認可された研究会は、毎年成果を報告し、学会理事会が評価する。

【手続きに必要な書類】「登録票（申請書）」と「報告書」は添付資料参照

【予算】年間1万円の助成を与える方向で検討中。 ※ 特別会計の予算によって要検討

【規定・規約】

- ・学会運営のための規約
- ・研究会活動に対するガイドライン

【公平性・公共性】幅広く会員に益するものとする。

■研究会の概要：

【想定する研究会例】実践を研究につなげるための会、実践を実践として論じる場、自然発生的な中長期的なコミュニティ心理学的活動を具現化するインキュベーション的場など

【研究会の要件】

- ・複数人で構成され、その内1名は学会員である。非会員が含まれてもかまわない。
- ・メンバーは若手に限らず、中堅・ベテランも含まれ、年齢や経験の制約はない。
- ・活動テーマや内容がコミュニティ心理学に関係する、あるいは貢献するものである。
- ・活動申請書を提出して認可を受けるとともに、1年後には活動報告書を提出し評価を受ける。
- ・予算の執行計画を立て、1年後には会計報告も行う。
- ・特に初年度は、申請時に「研究会制度設置にあたり、学会に要望すること」を必ず記載する。

※ 学会発表や、ジャーナル投稿の義務あるいは権利については要検討

■具体的な進め方：

- 【問題】・現執行部の任期が今年度限りであり、継続的な運営を保証できない
- ・性善説に立った運営をする際のリスクについては十分な検討ができていない
 - ➡ 1年間はトライアル（試行）が必要である

【1年間のトライアル】

・手続き：

1. 12月の総会で、1年後に正式にスタートすることを見越して、「協力団体」を募る
参加できなかった会員のために、MLやHPで公表する
※ その際、来年度以降の継続性については不確定であることを明示する
2. トライアルは認可制を採用し、常任理事会で認められた協力団体には、最初に仮登録をしてもらい、認可を受ける。なお、申請の際には制度に対する要望を必ず記載してもらう
3. 登録時・半年後・1年終了前のヒアリングに応じてもらう可能性がある
4. 1年後には報告書を提出してもらう

- ・条件：1年はトライアルと位置づけ、研究会活動そのものの責任は研究会が持つ
1年はお金も、承認もつかない（研究会には実質的なメリットはない）

3. 今後の段取り

- 総会（12/16）でトライアルとして提起し、承諾を得た
2024年度のトライアルについて公募手続きを進める
- ・2月末まで、1月中旬に公募する